

# 水道・下水道の使用中止に 関する手続きについて

水道の使用を中止する場合は、検針票等に記載されているお客様番号もしくは、契約住所・氏名、転居日、精算方法、転居先の住所を窓口または電話にてご連絡ください。届け出または連絡がない場合は、基本料金がかかり続けることとなりますので、必ずご連絡ください。

## 精算方法について

納付書による支払いまたは口座引落での精算になります。  
**【納付書による支払い】**  
 納付書は、転居先の住所に送付します。  
 (納付書裏面に記載の取扱金融機関でお支払いいただく手数料がかかります)  
**【コンビニ・郵便局でのお支払いは出来ません】**  
 ※近くに金融機関が無い場合、納付書と現金をお釣りが出ないように現金書留にて当課まで送付してください。

## 使用者等が変わる時

**【口座引落】**  
 毎月25日に前月分の料金を口座から引き落とします。引落予定額が記載されている検針票を転居先の住所に送付しますので、ご確認ください。  
 ※口座解約等の理由により引落不能になった場合、後日納付書を送付します。

水道の利用者、支払方法等を変更される時は、窓口または電話にてご連絡ください。

**【問い合わせ先】**  
 ・環境水道課業務係  
 ☎0137-63-2020  
 ・熊石総合支所地域振興課  
 ☎01398-2-3111

# 引越しの際は、住民票の異動を忘れずに！

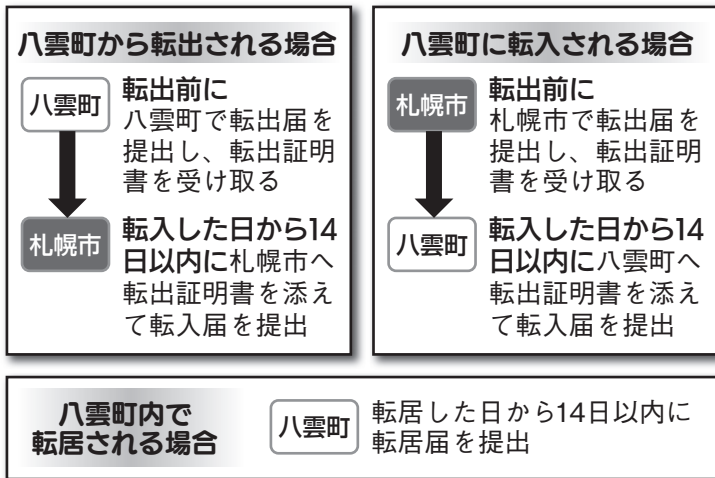
3月、4月は入学・就職・転勤により引越しの多い時期となります。

進学・一時的な就労であっても、一年以上別の住所へ異動される方は住民票の異動届

出が必要となります。

この届け出は国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などの行政サービスの基礎となり、大切な手続きですので忘れずに行ってください。

## 住民票の異動届出(例)



### ◆カードに住所変更の記載をします



### 【必要書類】

- 本人確認書類(運転免許証等)…届出人分
- マイナンバーカード・住基カード(お持ちの方)…異動者全員分
- 外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書…異動者全員分

※ご不明な点は問い合わせください。

**【問い合わせ先】** 住民生活課戸籍住民係 ☎0137-62-2112

